官

◇発達障害者支援法の一部を改正する法律(法律 第六四号)(厚生労働省)

隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重 を目的とすることを規定することとした。(第一 と及び全ての国民が、障害の有無によって分け 又は社会生活を営むことができるようにするこ 有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活 定するとともに、発達障害者が基本的人権を享 害者基本法の基本的な理念にのっとることを規 ことが特に重要であることに鑑みること及び障 し合いながら共生する社会の実現に資すること 目的に、切れ目なく発達障害者の支援を行う 5

定義の改正

2

ることとした。(第二条第二項関係) 常生活又は社会生活に制限を受けるものとす 者であって発達障害及び社会的障壁により日 「発達障害者」の定義を、発達障害がある

慣行、観念その他一切のものとすることとし 障壁となるような社会における事物、制度、 た。(第二条第三項関係) 者にとって日常生活又は社会生活を営む上で 「社会的障壁」の定義を、発達障害がある

基本理念の新設

3

ことを妨げられないことを旨として、行われ 社会参加の機会が確保されること及びどこで なければならないこととした。(第二条の二第 され、地域社会において他の人々と共生する 誰と生活するかについての選択の機会が確保 発達障害者の支援は、全ての発達障害者が

> 福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び 育に関する業務を行う関係機関と医療、保健、 の整備として、個別の教育支援計画の作成(教 う配慮することを規定するとともに、支援体制

達障害児でない児童と共に教育を受けられるよ るようにするため、可能な限り発達障害児が発 つ、その特性を踏まえた十分な教育を受けら

ないこととした。(第二条の二第二項関係) 資することを旨として、行われなければなら 発達障害者の支援は、 社会的障壁の除去に

ならないこととした。(第二条の二第三項関援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければ じて、かつ、医療、保健、福祉、 性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応 相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支 等に関する業務を行う関係機関及び民間団体 発達障害者の支援は、個々の発達障害者の 教育、 労働

国及び地方公共団体の責務の追加

4

規定することとした。(第三条第三項関係) 連携の下に必要な相談体制の整備を行うことを 業務を行う関係機関及び民間団体相互の有機的 め、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する つ総合的に応ずることができるようにするた 者及びその家族その他の関係者からの各種の相 国民の責務の改正 国及び地方公共団体の責務として、発達障害 個々の発達障害者の特性に配慮しつ

に協力するように努めなければならないものと 念にのっとり、発達障害者の自立及び社会参加 害に関する理解を深めるとともに、3の基本理 個々の発達障害の特性その他発達障

することとした。(第四条関係)

らないものとすることとした。(第一○条第三

りその雇用の安定を図るよう努めなければな

規定することとした。(第八条第一項関係) 情報の共有の促進の新設

等のための対策の推進を規定し、あわせて、専

援に関する計画の作成をいう。) 及び個別の指導 民間団体との連携の下に行う個別の長期的な支

に関する計画の作成の推進並びにいじめの防止

修学校の高等課程に在学する者を教育に関する

支援の対象である発達障害児に含まれることを

報の共有を促進するため必要な措置を講じるも 携を図りつつ行う発達障害者の支援に資する情 う関係機関及び民間団体が医療、保健、 分配慮しつつ、福祉及び教育に関する業務を行 のとすることとした。(第九条の二関係) に関する業務を行う関係機関及び民間団体と連 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に十 労働等

─ 就労の支援の主体に改正前の都道府県に 就労の支援に関する改正

二 事業主は、発達障害者の雇用に関し、その 特性に応じた適正な雇用管理を行うことによ 会を確保するとともに、個々の発達障害者の 有する能力を正当に評価し、 ことを規定することとした。(第一〇条第一項 その他の必要な支援に努めなければならない 就労の機会の確保、就労の定着のための支援 えて国を規定するとともに、 個々の発達障害者の特性に応じた適切な 国及び都道府県 適切な雇用の機

援に関する改正 児童に発達障害の疑いがある場合における支

ることとした。(第五条第三項関係) 情報の提供及び助言を行うよう努めるものとす には、当該児童の保護者に対し、継続的な相談、 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合

発達障害児が、その年齢及び能力に応じ、 教育に関する改正

7

10 態に応じて行うことを規定することとした。(第 て、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実 権利利益の擁護に関する改正 発達障害者に対する地域での生活支援につい 地域での生活支援に関する改正

広く利用されるようにすることを規定すること ること並びに成年後見制度が適切に行われ又は 防止等及び虐待の防止等のための対策を推進す 必要な支援として、その差別の解消、いじめの を規定するとともに、権利利益の擁護のための こと並びに消費生活における被害を受けること されることに加えて、いじめ及び虐待を受ける 障害者がその発達障害のために、改正前の差別 権利利益を害されることの例示として、発達

司法手続における配慮の新設

とした。(第一二条関係)

ることとした。(第一二条の二関係) 判所における民事事件、家事事件若しくは行政 障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保の 円滑に行使できるようにするため、個々の発達 なった場合において、発達障害者がその権利を 事件に関する手続の当事者その他の関係人と 事件若しくは少年の保護事件に関する手続その ための配慮その他の適切な配慮をするものとす 他これに準ずる手続の対象となった場合又は裁 国及び地方公共団体は、発達障害者が、刑事 17 16

ればならないこととした。(第一三条関係) の支援その他の支援を適切に行うよう努めなけ 発達障害者の家族が互いに支え合うための活動 の関係者に対し、相談、情報の提供及び助言、 関と連携を図りつつ、発達障害者の家族その他 の他の関係者が適切な対応をすることができる ようにすること等のため、児童相談所等関係機 発達障害者の家族等への支援に関する改正 都道府県及び市町村は、発達障害者の家族そ

発達障害者支援センター等による支援に関す

わせ、又は自ら行うに当たっては、地域の実情 を踏まえつつ、発達障害者及びその家族その他 談支援等の業務を発達障害者支援センターに行 都道府県は、発達障害者に対する専門的な相 18

必要な支援を受けられるよう適切な配慮をする ものとすることとした。(第一四条第三項関係) の関係者が可能な限りその身近な場所において 発達障害者支援地域協議会の新設

機関及び民間団体並びにこれに従事する者 の二第一項関係) とができるものとすることとした。(第一九条 成される発達障害者支援地域協議会を置くこ 福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係 識経験者その他の関係者並びに医療、保健、 備を図るため、発達障害者及びその家族、学 (二において「関係者等」という。)により構 都道府県は、発達障害者の支援の体制の整

(二) を図るとともに、地域の実情に応じた体制の た。(第一九条の二第二項関係) 整備について協議を行うものとすることとし いて情報を共有し、関係者等の連携の緊密化 ける発達障害者の支援体制に関する課題につ 等が相互の連絡を図ることにより、地域にお ○の発達障害者支援地域協議会は、関係者

うものとすることとした。(第二一条関係) 場を通じて、必要な広報その他の啓発活動を行 ため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な 性その他発達障害に関する国民の理解を深める 専門的知識を有する人材の確保等に関する改 国民に対する普及及び啓発に関する改正 国及び地方公共団体は、個々の発達障害の特

Œ

特性に応じた支援を適切に行うことができるよ ことその他の必要な措置を講じるものとするこ 障害の特性その他発達障害に関する理解を深 に関する業務に従事する者に対し、個々の発達 保健、福祉、教育、労働等並びに捜査及び裁判 確保、養成及び資質の向上を図るため、医療、 う発達障害に関する専門的知識を有する人材の ととした。(第二三条関係) め、及び専門性を高めるための研修を実施する 国及び地方公共団体は、個々の発達障害者の

調査研究に関する改正

発達障害者の実態の把握に努めるとともに、 とすることとした。(第二四条関係) 援の方法等に関する必要な調査研究を行うもの 個々の発達障害の原因の究明及び診断、発達支 国は、性別、年齢その他の事情を考慮しつつ

> 20 この法律は、公布の日から起算して三月を超 19 児童、若者、高齢者等の福祉に関する施策、整踏まえ、これらの者の支援の在り方について、 るものとすることとした。(附則第二項関係) ときは、その結果に基づいて所要の措置を講ず 労の支援に関する施策その他の関連する施策の で、かつ、社会生活への適応の困難の程度が軽生活を営むのにその一部について援助が必要 を勘案し、知的発達の遅滞の疑いがあり、 えない範囲内において政令で定める日から施行 活用を含めて検討を加え、必要があると認める い者等の実態について調査を行い、 政府は、 疾病等の分類に関する国際的動向等 その結果を 日 就

することとした。